

不当廉売関税に係る 迂回防止制度の取扱い

令和 6 年 1 1 月 2 6 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

迂回防止制度に係る主な論点①

経済産業省より創設要望のあった迂回防止制度については、いわゆる迂回品に対して現行の不当廉売関税制度に基づく調査によらず、迂回行為の事実認定をもって原措置の課税対象を迂回品に広げるもの。判断にあたっては、下記の(1)～(3)の論点をはじめ、様々な事項を丁寧に検討する必要。

(1) 制度創設の必要性・期待される効果等

- 迂回防止制度は、現行の不当廉売関税制度の対象を広げるもの。
- 他方、我が国は諸外国と比較して不当廉売関税の発動実績が少ないところ、迂回行為の各類型について、我が国においてそれぞれに該当する事例の詳細を精査し、その対処を迂回防止制度によって行いうるかを十分に検討するための情報収集が重要。
- すでに迂回防止制度を導入しているG20各国等における迂回調査、及び迂回認定の実績・事例も参照し、迂回防止制度を創設・施行することにより期待される効果や影響、を見極める必要。

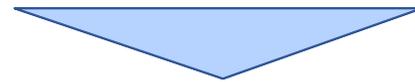
(2) 制度設計の妥当性・合理性

- 迂回防止制度における迂回調査の具体的な方法や認定要件については、すでに導入している各国間でも差異があるところ、我が国の実状も踏まえつつ、制度設計を行う必要。合理性・妥当性を確保しつつ、迅速かつ効果的な貿易救済を可能とする制度とするためには、合理的な経済活動・貿易活動との区別（迂回行為を行っていない関係者への負担面の考慮を含む）、課税要件の明確化による予見可能性の確保等、につき、専門家や有識者の方々のご意見を伺うことも含め、十分に検討する必要。
- 迂回行為を認定した場合に迂回品に課す税率について、経済産業省要望によれば、迂回調査においてはダンピングマージンの調査を行わず、迂回行為の認定をもって、原措置の対象貨物と同一の税率を課すこととしている。この場合、WTO協定上迂回に関するAD関税の税率の算出方法について規定していないところ、適切な整理が必要。
- 要望内容はいずれも迂回行為の疑義発生後に迂回調査を行う形式の制度であるところ、迂回を未然に防止する方策がないか、の検討も必要。

迂回防止制度に係る主な論点②

(3) WTO協定整合性の確保

- 現行の不当廉売関税制度については、WTO協定（関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第6条）、アンチダンピング協定（1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定）等において定められている国際的な基準に基づき、国内法令等（関税定率法、不当廉売関税に関する政令、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン等）において要件や手続き等を規定。
- 本来、不当廉売関税制度自体がWTOの基本原則である無差別原則（最恵国待遇の付与）、譲許税率を超える関税賦課の禁止の例外規定であり、我が国はそれが保護主義的な目的で濫用されないよう注意が必要として、その適切かつ公正な実施を重視してきたところ。
- 迂回に対処するための措置（迂回防止制度）については、WTO協定等に明文の規定や国際的な基準は存在せず、国内法令等において迂回防止制度を整備する場合には、主要各国の制度やWTOにおける関連の議論も参照し、調査当局による恣意的な運用とならないことに加え、WTO協定等の違反との批判を受けない制度内容及び規定方法を十分に検討する必要。



今後について

- 以上の論点をはじめとする様々な事項について、実効性の高い制度とするべく、令和8年度改正以降の創設を念頭に、引き続き関係省庁等と精査・検討を継続することとしたい。